特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡清水町長

公表日

令和7年2月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務				
	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の 発行を行い、その結果を管理する処理を行う。				
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、 および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。				
	情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。				
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					
宛名情報ファイル					

宛名情報ファイル 予防接種対象者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第1項 別表第126項

並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第67条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
		。 宇定の個人を識別で	けるための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表153項		
②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第27条、第28条、 第155条、第156条				

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健幸づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	総務課庶務係 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230					
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	総務課庶務係 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230					
9. 規則第9条第2項の適用	FI CONTRACTOR OF THE CONTRACTO	[]適用した			
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	令和7年2月25日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		令和7年2月25日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		Г	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	-) 	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価美加されている。	他機関については、それぞ	てれ里点垻日評価書。	又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細か記載		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入り	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット)	ワークシステムを通じ	た提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ、住基ネットにて照会を行うこととしている。その際は、 複数人での確認及び上長による最終確認を行い、人為的ミスが発生しないように対策をとっていることが ら、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。						

9. 監査				
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教	育·啓発			
従業者に対する教育・啓発	と選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高い	と考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	システム起動時には職員ID及び静脈認証により確認を行い、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施している。また、副本登録時に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に限定している。			

変更箇所

変更箇	_				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日		■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2 項 並びに、行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2項 項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を		令和3年3月12日(金)まで に、追加する情報照会事務、 新たに情報提供を行う特定個
令和3年3月1日 オ	ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠」			事前	新721-「情報提供を行う特定値 人情報に係る事務ごとにPIAを 実施し、特定個人情報保護評価書(以下「評価書」という。) を公表する必要があります。
令和7年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2 項 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2 項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第115の2 項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第115の2 項	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)第9条第1 項、別表第一の93の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(平成二 十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第 67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第9条第1項別表第126項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第67条の2	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第115の2 項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令(平成十六年十二月十二日内閣 府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令 第七号)第59条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第115の2 項 並びに、内閣府・総務省令第七号 第59条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個と情報の提供に関する命 令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第 乗 表153項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第 27条、第28条、第155条、第156条	事後	
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和7年2月25日時点	事前	
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和7年2月25日時点	事前	
令和7年2月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	_	■人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分かか十分である ■判断の根拠 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ、住基ネットにて照会を行うこととしている。その際は、複数人での確認及び上長による最終確認を行い、人為的ミスが発生しないように対策をとっていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	様式変更による項目の追加
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	_	■最も優先度が高いと考えられる対策 3)権限のないものによって不正に使用される リスクへの対策 ■当該対策は十分か【再掲】 十分である ■判断の根拠 システム起動時には職員ID及び静脈認証により 電認を行い、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施して いる。また、副本登録時に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定 個人情報は、担当業務に必要な範囲に限定している。	事前	様式変更による項目の追加
				<u> </u>	
	I	<u> </u>	l .		I